

会第3号

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

提出者 滋賀県議会議会運営委員会
委員長 宇賀 武

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則

滋賀県議会会議規則（昭和31年滋賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第122条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 協議等の場合は、これを公開する。ただし、出席構成員の3分の2以上の多数で議決したときは、この限りでない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。